

令和3年 第11回

南会津町農業委員会総会議事録 (公開用)

期 日 令和3年11月15日(月)

会 場 南会津町南郷総合センター

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年11月15日(月) 午後1時27分
- 2 開催場所 南会津町南郷総合センター 2階 会議室
- 3 出席した委員

農業委員 8名

				3番	平野 恒二
4番	馬場 崇裕	5番	湯田 重行	6番	湯田 義三
7番	星 洋一	8番	酒井 圭		
10番	湯田 孝義	11番	室井 文一		

農地利用最適化推進委員 3名

田島第1	渡部 昭雄	館岩第2	芳賀 久	伊南第1	八須賀 智
------	-------	------	------	------	-------

- 4 欠席した委員

農業委員 3名

1番	星 隆一	2番	芳賀 美紀	9番	渡部 一男
----	------	----	-------	----	-------

農地利用最適化推進委員 2名

田島第3	星 仁	田島第4	湯田 慎也		
------	-----	------	-------	--	--

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主査	星 良太郎
------	-------	---------	--------	----	-------

- 6 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願出について
- 日程第7 議案第4号 現況確認証明申請について
- 日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画決定について
- 日程第9 議案第6号 耕作放棄地の非農地判断について

7 会議の概要

事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会
会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。

議長 それでは、議事に入る前に、委員より各委員の自己紹介をお願いしたい旨の申し出がありました。本来であれば7月の臨時総会時に行うところでありました。遅れましたが、今回自己紹介をお願いしたいと思います。

(各委員より自己紹介)

議長 ありがとうございました。
それでは、議事に入ります。
日程第1「欠席委員の報告について」であります。会議規則第4条の規定により、欠席の届け出がありました農業委員は、1番、星隆一委員、2番、芳賀美紀委員、9番、渡部一男委員であります。本日の出席委員は8名ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数に達しております。また、会議規則第10条の規定により、農地利用最適化推進委員に出席を求めたところ、3名に出席していただいております。

議長 続きまして、日程第2「議事録署名委員の指名について」であります。会議規則第20条第2項の規定により、5番、湯田重行委員、8番、酒井圭委員を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願いいたします。

議長 日程第3「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。事務局から報告お願い申し上げます。

事務局 (事務局長 報告)

議長 只今事務局から会務の報告がありましたが、質問等がありましたらお願いします。

(「ありません。」の声あり)

議長 質問がないようですので、会務報告を終わります。

議長 続きまして、日程第4「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事件番号1について、地区担当調査員の田島第4区、湯田慎也推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いいたします。

事務局

事務局の八木沢です。委員欠席されておりますが、委員から申請に基づき調査した結果をお預かりしておりますので、報告させていただきます。申請人、土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりとなっておりますので、議案書3ページ、事件番号1をご参照いただければと思います。調査につきましては、11月7日に行ったということでした。調査した内容ですが、申請の理由と農地法第3条の許可の要件でございます。申請理由ですが、譲渡人は、***、***に住んでいまして、経営縮小するために申請地を△△△△円で売り渡し、譲受人は、経営規模を拡大するために、自己所有する農地の近くに位置する申請地を買い受ける形だそうでございます。農地法第3条の許可要件の状況ですが、1点目、下限面積要件ですが、申請地は、農用地区域内の農地になりますので下限面積は30a、3,000㎡になります。譲受人の経営面積は、田が□□□□㎡、畑が□□□□㎡、合計で□□□□㎡ということで問題はございません。2点目、必要な農作業に常時従事する農作業常時従事要件ですが、申請書の内容を委員のほう聞き取りしましたところ、150日ほど必要な農作業に従事される予定だということでしたので、年間150日が目安とされております農作業常時従事要件につきましては、問題ないということでした。3点目、地域との調和要件でありますけれども、申請地には、野菜類を作付けする計画だそうでございます。近隣に位置する自己所有地には、朝鮮人参などを作付けされているようで、現在まで他の農地に対して支障を与えるようなことはなかったということで、問題はないだろうとのことでした。4点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件でありますけれども、譲受人はトラクター等保有しておりまして、効率的な耕作することに問題はないだろうということでございました。最後になりますけれども、農地所有適格化法人の要件ですが、譲受人は、法人ではなく個人でございますので、こちらの件も問題はないとのことでございました。以上、調査した結果、許可が相当であるとのことでしたので審議をお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたします。
次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第4区、湯田慎也推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いいたします。

事務局

事務局の八木沢です。委員より、申請書に基づき調査した結果をお預かりしていますので報告をさせていただきます。申請人等、土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりですので、議案書3ページ、事件番号2番のほうをご参照ください。譲受人が、先ほどの事件番号1番と一緒にということで、内容も同じになってしまうのですが報告させていただきます。まず、申請理由ですけれども、譲渡人は、***に住んでいます、高齢になったということで、経営を縮小したいということで、申請地を△△△△円で売り渡しまして、譲受人は、経営規模を拡大するために、自己の所有地の近隣に隣接する申請地を買い受けるというものであります。農地法第3条の許可要件の状況でありますけれども、これも一緒になってしまいましたが、譲受人の経営面積は、田が□□□□㎡、畑が□□□□㎡、合計で□□□□㎡、申請地は、農用地区域内の農地でありますので、下限面積が3,000㎡となりますが、こちらの取得に問題はないとのことをございます。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件でありますけれども、申請書の内容を委員のほうで聞き取りしましたところ150日ほど必要な農作業に従事する予定だとのことだそうとのことでした。年間150日が目安になりますので、農作業常時従事要件は、問題はないとのことでした。3点目、地域との調和要件でございますけれども、申請地には、野菜類を作付けするような計画となっております。近くに所有する自己の所有地では、朝鮮人参など作付けしておりまして、これまでも問題を起こしたことはないとのことで、特に支障はないだろうとのことでした。4点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件でございますけれども、こちらはトラクター等の大農機具を所有してますので、効率的な耕作することにつきましては問題はないだろうとのことをございました。最後になりますが、法人である場合はという、農地所有適格化法人の要件でありますけれども、譲受人は個人で、法人ではございませんので問題はないだろうとのことです。以上、調査しました結果、許可が相当であるとのことでしたので、審議をお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。ありませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質問がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号 3 を議題といたします。地区担当調査員の伊南第 1 区、八須賀智推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

伊南 1 (八須賀智) 11 月 8 日に直接お会いして調査をいたしました。調査をした内容は、申請理由と農地法第 3 条の許可の要件 5 つについてであります。申請理由ですが、譲渡人は、***に移住していることから農業を廃止するため、申請地を△△△△円で売り渡し、譲受人は、経営規模拡大の為買い受けて耕作管理をするというものです。次に、農地法第 3 条の許可の各要件の状況ですが、1 点目、下限面積要件の状況ですが、申請地は、農用地区域外の農地でありますので、下限面積 1 ㎡です。譲受人の経営面積は、□□□□㎡と申請地の取得に問題ありません。2 点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請書の内容を聞き取りしましたところ、世帯合計で 400 日と、必要な農作業に従事される予定だとのことでしたので、年間 150 日を目安として農作業常時従事要件に問題はありませんでした。3 点目、地域との調和要件でございますが、申請地には、野菜類を作付けする計画でありますし、譲受人は認定農家でありますので、申請農地の周辺の農地利用に影響を与えることはないと考えられます。4 点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、トラクターなどの多数の大農機具を保有しておりますので、効率的な耕作をすることに問題はないと考えられます。

最後ですが、農地所有適格化法人要件につきましては、譲受人は、法人ではありませんので問題はありません。以上の調査の結果、許可が相当であると判断されますのでご審議をお願いいたします。

以上でございます。

議 長 説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対して、ご質疑ございませんか。

議 長 (「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号 3 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号 3 については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、事件番号 4 及び 5 を議題といたします。地区担当調査員の田島第 3 区、星仁推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いいたします。

事務局	事務局の八木沢です。委員より、申請書に基づき調査した結果をお預かりしていますので報告をさせていただきます。申請人、土地の所在等につきましては、議案書4ページ、事件番号4番、5番のとおりとなりますので、ご参照いただければと思います。調査は、11月7日に行ったとのことでした。調査した内容は、申請の理由と農地法第3条の許可要件でございます。申請理由ですが、譲渡人は、***に住んでいますが、農業を廃止するために申請地2筆を△△△△円で売り渡しまして、譲受人は、経営規模拡大のために、自宅のそばに存在する申請地を買って耕作管理するというものであります。農地法第3条の許可の要件ですが、1点目、下限面積要件につきましては、申請地は、農用地区域外の農地になりますので下限面積要件は、下限面積は0.01a・1㎡ということになります。譲受人の経営面積ですが、田が□□□□㎡、畑が□□□□㎡、合計で□□□□㎡ということで、申請地の取得に問題はありません。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件でございますけれども、委員の方で申請書の内容を聞き取りしましたところ、250日ほど必要な農作業に従事する予定だということなので、年間150日が目安である農作業常時従事要件には問題がないとのことでした。3点目、地域との調和要件でありますけれども、申請地には、野菜類を作付けするような計画だそうでございます。近隣の自己所有農地がございまして、そちらをずっと営農しており、今まで付近の営農に支障を与えることはないとのこと、問題はないだろうと考察されるとのことでした。4点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件につきましては、トラクター等の大農機具を保有しておりますので、効率的な耕作に特に問題はないだろうとのことでした。最後になりますが、農地所有適格化法人の要件でありますけれども、譲受人は、法人ではなく個人ですので、この件につきましては問題ないということでございます。以上、調査しました結果、許可が相当であるとの報告でございますので、審議をよろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 はい。馬場君。
4 番	(馬場崇裕) 2筆、金額にして△△△△円、10a当たり△△△△円となっていますけど、結構高額なのかなあと思うんですけど、だいたいの相場は、いくら位が普通なんでしょうか。
事務局	(事務局長補佐) 色々なんですけど、この場所が、譲受人の自宅の近くで、大変都合の良い場所だったというような委員の報告ではありました。近くで面積が大して大きくないのでこういった金額で取引して結果、10a当たりでみると高い金額ですけども、本人が出すお金として考えて、△△△△円はそれほど高くないだろうという話でありました。
議 長	馬場君、分かりましたか？

4 番	(馬場崇裕) ちなみに、平均というのは。この場合は、ほとんど当事者同士で決めるんですよね？
事務局	(事務局長補佐) △△△△円くらいから。10a 当たりに直しちゃうとどうしても。
4 番	(馬場崇裕) 面積が少ないと。ちょっと高い気になってしまう。
議 長	当事者間で全て値段を決めますが、極端に安いと税務署が入って調査します。それから、私が経験する中では、極端にもっと高いところがありました。それは隣接してる土地で、どうしても取得したい。買ってくださいと。やっぱそれなりの金額を提示してというのは町内に1件ありました。そんなところですかね。 いいですか。もっとわかんないことありますか？ じゃあ、ありがとうございました。
6 番	(湯田義三) この申請理由、譲渡人、農業廃止、町内に居住なんですけど、これは入れる必要あるんですか？
事務局	(事務局長補佐) これは、申請書に補足事項がありまして、補足資料の中に農業の廃止という文言があり、その中にいくつか選択肢があって、例えば、他市町村に居住、高齢だとか、丸をつけたところをそのまま記載する内容になっております。
6 番	(湯田義三) 他市町村に居住っていうのはわかるんですけど、これ町内に居住というのは？
事務局	(事務局長補佐) はい。これも入ってるんです。選択する理由の中に、農業廃止で町内居住、他市町村に居住。高齢化、色々とその選択肢があって、そのまま記載するような形です。
6 番	(湯田義三) はい。
議 長	他に発言のある方はございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。事件番号4及び5について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号4及び5については、原案のとおり決定いたします。

議 長	次に、事件番号 6 を議題といたします。地区担当調査員の舘岩第 2 区、芳賀久推進委員から調査結果の説明をお願いします。
舘岩 2	(芳賀久) 芳賀です。よろしくお願いします。11 月 10 日に譲渡人と電話で連絡を取り、譲受人とお会いして調査いたしました。申請理由ですが、***に居住していることから経営縮小の為、申請地を△△△△円で譲り渡し、譲受人は、経営規模拡大の為買い受けて耕作するという旨です。次に、農地法第 3 条の許可の要件ですが、1 点目、下限面積要件ですが、申請地は、農用地区域外の農地でありますので下限面積は 0.01a、1 m²です。譲受人の経営面積は、田が□□□□m²、畑が□□□□m²、合計、□□□□m²で、申請地の取得には問題ありません。2 点目ですが、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件につきましては、申請の内容を聞き取りしましたところ、世帯合計で 210 日くらいは、農作業に従事する予定ということなので、年間 150 日を目安としている農作業常時従事要件には問題ありませんでした。3 点目、地域との調和要件でございますが、申請地は、野菜を作付けするということで、これまでに近隣の農地に支障が出たということはありませんので問題ないと考察されます。4 点目、農地の全てを効率的に耕作する全部効率要件ですが、耕運機などの農機具を所有してますので、効率的な耕作するのに問題ないと考えられます。最後ですが、農地所有適格化法人につきましては、譲受人は法人ではありませんので問題ありません。以上の結果、許可が相当であると思いますので審議をお願いいたします。以上です。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対して、審議ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し採決いたします。 お諮りいたします。事件番号 6 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号 6 については、原案のとおり決定いたしました。以上で、議案第 1 号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第 5「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事件番号 1 について、地区担当調査員の田島第 1 区、渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いします。

田島 1	(渡部昭雄) はい。渡部昭雄です。11月10日に調査をいたしました。譲受人、それから譲渡人、***に住んでおりません。▼▼▼▼の○○○○さんに一任されておまして、この○○○○さんのところに行って状況を聞いてまいりました。また、現地にも行って確認してきました。現地は、もう宅地造成が終了しておりました。譲渡人は、●●●●さん、***に住んでおります。譲受人は、***という所に住んでいらっしゃる。今回この土地を買いきたいという理由は、奥さんの○○○○さんが***出身で、実家がこの土地の近くにあるということでここを選定したということでございます。住所が、○○○○さん、○○○○さん、どちらも***です。それで、仕事はどうすんだ？ということで聞いたんですが、リモートまたは、ちょくちょく***へ出掛けていくと。奥さんの方は、***にずっと住むと。現在、譲受人は、○○○○さんの両親、二人いらっしゃるんですが、その方と同居しているということで、家が狭くなったということで申請が上がって参りました。ここは、土地区画整理事業地内でございまして、周りには一切農地はございませんので、農業には全く問題ありません。それから、資金面のほうは、通帳を確認したんですが、借入れが決定しております。それから転用面積は、□□□□㎡でありまして、上限の500㎡を超えておりませんので問題がありません。私の考えでは、適当であると考えております。 以上でございます。場所は、資料の1をご覧ください。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対して質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第2号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第6「議案第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願出について」を議題といたします。 事件番号1について、地区担当調査員の田島第4区、湯田慎也推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いいたします。
事務局	事務局の八木沢でございます。委員欠席されてますけれども、願出書に基づき調査した結果を預かっておりますので報告をさせていただきます。願出人、所在等につきましては、議案書記載のとおりとなりますので、議案書8ページ、事件番号1番をご参照ください。調査ですが、

11 月 7 日に行ったとのことでございました。調査を行った内容は、申請理由、願出理由をはじめとして、許可処分の取消要件等ということになります。まず、申請理由ですが、こちらは経過というような形になってくるかと思います。議案書の真ん中あたりに取消願出の事由と書いてございますが、そちらを紹介させていただきます。昭和××年×月×日付けで、福島県指令田農政第××号で、願出地の転用許可受けまして、譲渡人から申請地の贈与を受け、譲受人は、退職後に持ち家を建てて地元に戻るような予定であったそうです。譲受人は、退職後ということでしたが、在職中の昭和 61 年、がんになり患しまして、その 2 年後の昭和 63 年に逝去されたところです。このため、許可を受けた申請地へ居宅を建てる計画がなくなり、そのまま現在に至ってしまったということです。譲受人の相続人である願出者が、***に居住する計画はありませんし、その土地を管理することもできないことから、譲渡人へ願出地、転用の許可をもらった土地、そちらを戻すということで話がまとまったということでございます。

申請地は、許可処分の取消願出地の状況の一番下のところに転用地の現況と書いてございますが、集積計画、利用権の設定でございますけれども、利用権の設定により、***の 7 筆の農地と合わせまして、転用の許可が出てる部分、利用権の他にここも合わせて全て 1 枚のソバ畑として耕作されているような状況にございました。今後も、宅地としてではなく、農地として使用していく、管理していくというような予定であるということでございます。こういったことから、転用許可の効力を無効にしたいということで、今回取消の願出をしたということでございます。

次に、取消の要件があるわけなんですけど、取消の要件につきましては、3 つ挙げられるようなことになります。1 つ目は、願出人、二人、譲受人と譲渡人いますので、願出人双方の合意、真意であるのか。それから、転用事業に取組んだかどうかということ。取消願出地の状況。この 3 点が取消の要件に関わってくる部分かと思います。1 点目、双方の合意に基づくのかということは、願出人の方、双方に電話で確認をしたのですが、間違いなし。大丈夫だ。とのことでございました。2 点目、転用事業の取組み状況につきましては、先ほど説明のとおり、願出人の父親が退職後のマイホーム用地とのことでございましたけれども、在職中にガンを患われて逝去されたということで、今日まで転用事業に着手されたような経過はございませんでした。3 点目、取消願出地の状況につきましては、ソバが作付けされている状況でありました。こちらの写真を載せておりまして、資料の 2 をご覧いただいて確認をしていただければと思います。資料の 1 ページ目は、願出地の場所になります。***がございまして、***の北側、北東側といいますか、白く囲った部分が願出地ということになります。白く囲った枠の中に何か建物のようなものが見えますけど、それが小屋になっております。位置図の隣の 2 ページに、現地の写真を 11 月 18 日に撮ってまいりましたが、載せてございます。道路から入っていくところ、細長くなってる部分でございますけれども、入口部分は一番上のような状態です。四角く囲んであるも

の、その小屋というものが2枚目に載っている写真でございます。願出人の話では、こちらは農作業用の倉庫として使っているものだと言っております。3枚目、4枚目は、1枚のソバ畑として耕作されている状況の写真となっております。大変広く農地が取られておりまして、小屋の際までは耕作しておりませんが、小屋から2、3m離れてる位置までは耕作してある状況でした。耕作されている方は、お名前を出すのは控えますが、***で大規模にソバを作られている方ということ、皆さんの中で名前が出てくるのかなと思います。その方が利用権設定されている農地と一緒に今回の願出地についても、当初の譲渡人ですが、そちらの申出により耕作したというような経過があるそうでございます。耕作者の方にその旨確認は取ってございます。間違いなくその連絡を受けて、その部分も耕しているんだとのことでした。続いて、取消が可能な場合とはどういう場合なのかということですが、資料の3ページ目、一番後ろをご覧ください。取消が可能な場合が、4つほど場合がございます。1つ目が、許可処分が無効であり、これを確認するための取消というものでございます。内容的には、重大かつ明白な瑕疵がある場合、カッコ書きしてありまして、申請者の明らかな取違え等、申請地が全く違ったとか、自分の所有地じゃないところを申請してしまったとか、そういうことだと思います。2番目、許可処分に瑕疵がある場合、誤りがある場合ですけれども、これの内容的なものは、申請書に詐欺・欺罔があり、正当な許可判断がされなかった場合等がございます。農業委員会をだますような内容の申請書を挙げたということでございます。その場合は、農業委員会の総会でも正常な審議がなされませんので、取消が可能ということになります。3番目、許可処分に取消権が留保されている場合というのがございまして、事業計画に従った転用を行わない場合には、許可を取り消すことができる旨の条件が付されている場合等とございます。簡単に言えば、条件違反、転用の許可条件の違反となるかと思います。4番目、法令に、許可の取消ができる旨の規定がある場合ということで、農地法第51条、下の方に参考という形で51条を上げております。こういった場合は、取り消すことができるということでございます。さらに、許可の取消を行った場合の抗力というものもございまして、それぞれの場合で効力が変わっていきます。1番の場合ですけれども、許可処分が無効だった場合です。こちらは、最初から効力がない。許可そのものがなかったということになる。皆様の取消承認をいただくと最初から許可がなかったものにされるということでございます。2番目、許可処分に瑕疵がある場合、申請書の内容に偽りがあったという内容でございますけれども、この場合は、許可の効力はあるものの、許可はいつたん出しましたが取消によりまして申請時に遡及して効力無しということでございます。許可だけは出たという記録が残ることだと思われまます。3番目、許可処分に取消権が留保されている場合でございますが、これ自体は許可の効力はあるものだと。ただし、取消によって取消した時点から将来に向かってその効力はなくなります。許可が出てから取消すまでの間の許可は効力があるが、取消し処分がでたら抗力が無くなるという内容でございます。④の場合、こちらは内容によって上記の②の

場合、③の場合、いずれかを該当させるような内容となっているそうでございます。こちらの方は、一応福島県の方にも確認は取っております。願出地の転用許可指令書の中には、申請書に記載された事業計画に従ってその事業の用に供しない場合は農地法の規定により、許可を取消しというような文言が付されていまして、これによりまして、転用許可地、こちらでは、転用事業なかったということで許可条件違反ということになります。許可条件違反ということだと、先ほど申し上げました、③の許可処分に取消権が留保されている場合に該当しまして、許可処分の取消は可能となります。許可処分が取消された場合は、許可指令書の効力は、総会で承認された日、あるいは、翌日の指令書の発行日、それ以降効力が無くなりますということでございます。願出地につきましては、農地法の許可が出たということで所有権の移転登記を当時行われております。こちらは③の場合でございますので、所有権の移転登記は有効であるということでありまして、現在の所有者は、願出人、譲受人のものになってございます。以上調査した結果、許可取消願出につきましては、許可処分を取消することが相当であると判断されるということで委員より報告をいただいておりますので、審議をお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第3号の審議を終了いたします。

議 長

日程第7「議案第4号 現況確認証明申請について」を議題とします。
事件番号1について、地区担当調査員の田島第3区、星仁推進委員が欠席ですので、事務局から説明をお願いします。

事務局

(事務局長補佐) 委員欠席されておりますが、調査した内容をいただいておりますので報告をさせていただきます。11月7日に調査を行ったとのことです。申請理由ですが、申請地は、***の***堰と***堰、この2つの堰の合流付近に存在する農地だそうでございます。資料を見ましても堰の位置までは出てこないですが、2つの堰の合流点にある農地ということでした。堰の合流点ということで、大雨などの影響により、土砂が大量に留まってしまう状況があったことから、***から要望があり、昭和34年ごろから現在まで、約50年にわたり堰の合流点

にたまった土砂を上げる場として利用してきたということです。現地の方は、山林、原野化、面積も小さく資料3の2ページを見ていただくと現況写真が載っておりますが、山林、原野化、木が生えて、現地がわからないような状況になっており。農地への復旧は大変難しい、掛かる経費も回収できないということで非農地の証明を申請したということでした。

許可の要件の状況ですが、1点目、山林、原野化あるいは宅地化し、農地に復元することが著しく困難な土地であることについては、申請地は、約50年にわたり土砂揚場に利用されてきたものから、写真のとおり、山林、原野化進んでしまい、農地への復旧というのは大変難しい状況です。この申請地を農地へ原状回復するということは困難であることも伴いますし、地区にとっても堰の土砂揚場が無くなってしまうということで、大変不都合だということがありまして、現実的ではないと考察したとのことでした。2点目、農地転用の許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことにつきましては、過去に転用の許可を受けた経緯や無断転用の状態を指摘したような経過はございませんでした。3点目、農用地域内の農地はないことにつきましても、農用地域外の農地でありますので問題はございませんでした。最後、4点目になりますが、非農地化してから20年以上その状態が継続してるという点でありますけれども、申請書には、非農地化を示す根拠の添付はありませんでしたが、申請書の内容を長野区の役員に聞き取りをしたそうです。その内容に間違いなしとの説明があったとのことでした。

以上、調査しました結果、許可が相当だとのことでしたので、審議をお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対してご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第4号の審議を終了いたします。

議 長

続きまして、日程第8「議案第5号 農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局から議案のお願いします。

事務局	事務局の星です。私のほうから、「議案第5号 農用地利用集積計画決定について」ご説明いたします。議案書の12ページ、利用権設定内訳11月分をご覧ください。筆数、面積、再設定、新規の順で申し上げます。再設定については、田が18筆、□□□□㎡、畑が該当ございませんでした。新規については、田が20筆、□□□□㎡、畑が該当ございませんでした。合計が、田のみの38筆の□□□□㎡となります。続きまして、13ページからは、利用権設定の一覧となります。今回につきましては、使用権の設定はございませんでした。全て貸借権による設定となります。以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。 本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。 以上で、議案第5号の審議を終了いたします。
議 長	続きまして、日程第9「議案第6号 耕作放棄地の非農地判断について」を議題とします。事務局から議案の説明をしてください。
事務局	事務局の八木沢です。「議案第6号、耕作放棄地の非農地判断について」説明させていただきます。議案書の16ページから21ページまでとなります。資料は、資料の4になります。今回非農地判断を実施いたしましたのは、***地域の***と***地区になります。調査日は10月24日、日曜日です。調査した委員は、議案書17ページの担当委員に書いてございます。大変御多忙中、稲刈りで大変だったとのことですが、ご協力いただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。事務局の方からは、私、八木沢が出席させていただきました。非農地判断の取扱要領の中で現地調査は、委員2名以上、事務局1名以上で行うことになっておりますので、今回の非農地判断の現地調査は、有効なものとなっております。現地調査の結果の概要ですが、議案書16ページの総括表としてまとめさせていただいております。非農地判断した農地の所在は、***地区の字***から***までで4つの字ということになります。***地区が、***ということになります。筆ごとの内容につきましては、17ページから21ページまで、議案書の方に記載されているとおりとなります。非農地判断のB判定、B分類判定した年度は、農地によって違ってありますが、令和2年、令和3年度、2ヶ年度でB判定したものだということです。非農地判断をした現地の筆

数の合計は 109 筆になってございます。面積の合計が□□□□㎡というものであります。確認された内容ですけれども、議案書 16 ページの総括表、右側を見ていただきまして、登記簿の地目が田につきましては、山林と確認したものが 11 筆、□□□□㎡、原野と確認したものが 4 筆、□□□□㎡というような内容でございます。登記簿の地目が畑のものにつきましては、山林として確認したものが、81 筆、合計で□□□□㎡、原野として確認したものが、13 筆、□□□□㎡ということでございます。これを合計しますと、山林として確認したものが、92 筆、□□□□㎡、原野として確認したものが、17 筆、□□□□㎡となります。現地調査を実施した位置ですけれども、資料の 4 を開いて、1 ページ目に位置図ということで記載させていただきました。***地域の方もいらっしゃると思いますので、***からのアクセスを右側から振ったものですから、資料が大きく取れなく小さくなっておりますが、ご勘弁いただきたいと思います。まず、***地区の非農地判断地でありますけれども、こちらは、◆◆◆のすぐ近く、南東側の里山部分に位置する感じでございます。◆◆◆の南東部、ちょっと上がって行ったところに位置するような場所でした。***地区につきましては、***、***、***、***、4 つの字になるわけなんですけれども、◎◎◎を南側の下限といたしまして、その東側の山際のところに存在する農地で、北側の方に上がっていくような形で細長く存在するような状況でございました。この***地区の中に大杉で有名な❖❖❖という所がございまして、❖❖❖を中心にしまして、南北に延びるような形ということでございます。こちらの B 分類の判定につきましては、全て農地パトロールにおいて B 分類したものであるということになります。B 分類判定した農地の場所でありまして、こちらは資料の 5 ページ、6 ページ、朱色で染めたところといえますか、道路、農道が走っていますけど、5 ページですと農道の右側ということになります。6 ページですと農道沿いに左右に農道、広がっているような形の場所でございます。資料の 2 ページから 4 ページまでは、当日撮った写真を全て掲載したような形でございます。現地は、山林化が非常に進んでおりまして、周囲の山林と一体化しているということで農地の境界がほぼわからないような状況でありました。そのために 1 枚の写真の中に多数の筆を含むような内容で確認写真を撮っております。写真には、丸付きの数字を振っておりますがこの丸付きの数字には、5 ページ、6 ページの地図の方に入っている丸の数字と一致しまして、矢印の方に向かって丸の数字から矢印の方に向かって写真を撮っていったというものでございます。これは、税務課と法務局に提出する際にどうしても必要となるものですので、こういった書類を作っております。この写真を見ていただくとお判りになると思いますが、山林化した農地につきましては、杉林いうものが大部分を占めているような状況でございました。原野化につきましては、農道の隣接部、道の脇あたりに多く見られまして、株化したススキが人の背丈よりも高く、その奥の山林部の写真が撮れないということで少し苦労したような経過でありました。今回の非農地調査におきまして、***地区、***地区どちらにも 1 筆ずつ栗林がございました。5 ページを見ていただきまして、

丸の数字が下から上の方に上がっている形で数字が振ってございますけども、5ページの***の農地の地図、下の方から①、②、③、④と上がっていきませんが、④と書いてあるところの近くに栗林と書いてあるところがございます。6ページの方には、②と③の間に栗林というものがございます。地番等で申し上げますと、***字***という所、登記地目が畑、面積が□□□□㎡、***の所は、***、登記地目が畑、面積が□□□□㎡。この栗林ということだと地目としては樹園地としての扱いになるものですから、非農地判断しなかったということになりますけれども、字の全てを抜くうえで、1筆だけ農地が残るのもどうなのかなと思っております。今後、1筆だけ残ってしまうと農地として維持、管理していくのが大変になるという状況も考えられますので、今回、非農地判断で除いてある2筆の栗林につきましても、農地から外すかどうかを皆さんから意見を頂いてはと思います。***地域では、今回非農地判断が初めてになりまして、今後も毎年この事業を実施していく計画であると委員の方から話ございましたので、よろしくお願いいたします。

以上、現地調査の説明となりますので、審議をお願いいたします。

議 長

それでは、説明が終わりました。

ただいまから質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。

本案に対してご質疑ございませんか。

3 番

(平野恒二) かなりの筆数あるんですが、この中の***地区、20 ページをご覧くださいと思います。台帳が全部畑です。現況が35筆のうち7筆が原野となっているんです。その他は、台帳も現況も畑ということなんですが、写真見てもトラクターで耕せば農地にできる状況に見受けられるんですが、実際のところどんな状況なのでしょう。山林化してないように見受けられるんですが。実際は、山林というようなことになってるんですか？いかがでしょうか。

事務局

(事務局長補佐) これにつきましては、私よりも馬場委員が出席されていますので、委員の方から説明いただいた方が良いでしょう。

4 番

(馬場崇裕) 今質問があった***地区なんですけども、最初に栗林が1か所あるといった所は、確かにそこはしっかりと下草が刈ってあって管理はされているんですけども、他のところはもう誰も来ていない状態がずっと続いているという感じです。木も写真だとそんなにないところもあるんですけども、これを畑に戻すとなると結構重労働なので、非農地判断を行いました。

3 番

(平野恒二) はい。了解。

議 長

ありがとうございました。

他に質疑ございませんか。

10 番 (湯田孝義) 非農地判断、私のところでもやる予定なんです、非農地判断した後、地目が変更され、山林になって良いんだけど、鳥獣被害と絡めて今後考えていただいて、里山保全事業あると思うんです県のサポート事業。これを間違えて全部外してしまうと里山にならなくなってしまふから。今後ますます鳥獣被害が出てくると思うんです。その時、5年の縛りで里山事業があるみたい。1ha 最高△△△△円委託費。例えば、■ ■ ■でもいいし◇ ◇ ◇でもいいから、下刈りをして里山としてある程度の木を残してもらって。5年間は1回やれば縛られる。6年目になるとまた出てくる。木伏も良い例だなと思った。確かに果樹園として栗林残るんだけど、これをやってしまう。山奥に栗林とかどんぐりとか残っていて、山にどんどん動物戻していかないと。今のままだと獣にとって里山が民家の近くになって戻る気が無くなっちゃう。全伐をかけてしまうと県のサポート事業が受けられなくなるから、その辺絡めて連携してやっていかないと。この後、農地利用の最適化に関する意見でも発言させていただきたいと思うんだけど、できるだけ山奥に獲物を返すようにしていかないと、大変なことになってくるから。全伐なんかしないで。山林は山林の管理が出てくるから。参考までに。

議 長 他に質問ございませんか。

議 長 「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第6号の審議を終了いたします。

議 長 総会に付議されました議事案件は全て終了いたしました。

議 長 次に、協議事項に入ります。「令和3年度農地利用最適化の推進に関する意見(案)について」事務局から説明をお願いします。

事務局 (事務局長 説明)

議 長 今、局長から説明がありましたが、他にご意見、質問がありましたらお受けいたしますので、挙手をお願いします。

(6番委員 米価下落の関係の要望は考えていないか。)
(事務局長 農林課で12月議会に向けて調整中とのこと。)
(この件に関して数名が意見交換。)

議 長	その他ご意見ございませんか。 ないようですので、原案のとおり、意見書の提出を進めたいと考えて おります。
議 長	次回総会までの業務日程について、事務局から説明をお願いします。
事務局	(事務局長 業務日程説明、意見書の内容確認)
議 長	はい、説明が終わりました。何か意見ございませんか。 その他に入りたいと思います。皆様から何かありましたら、ご意見お 願いします。
事務局	(事務局 農業者年金の推進の件、消毒用スプレー使用の件 説明)
議 長	他に何かありませんか。 ないようなので、職務代理から閉会のことばをお願いします。
職務代理	大変、長時間にわたりましてありがとうございました。 これを持ちまして、農業委員会総会を閉じたいと思います。ありがと うございました。

閉会 午後 3時 5分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、
その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

5 番

8 番